

速報2

湯川副委員長も保釈（6/1夜）

2018年8月いらい644日ぶり



6月1日夜、湯川裕司副委員長（47歳）が保釈された。（写真）

3日前の武委員長につづく保釈で、関生支部はもちろん支援の労組・市民団体も知らせを聞いて喜びに包まれている。

湯川さんも武さんとおなじで最初の逮捕が2018年8月28日、滋賀県警組対課によるフジタ事件だから、じつに644日ぶりとなる。

京都拘置所から出てきた湯川さんは意気軒昂。声に張りがあり、気力にみちあふれていて、ついさっきまで2年近く勾留されていた人かと思いを疑うほど。この明るさと堂々たる姿は、自分と組合の活動の正当性に揺るぎない確信があるこそなのだろう。

武さん、湯川さんがこの日を迎えられたのは、ひとえに各地のみなさまの支援のおかげ。重ねて心から感謝申し上げます。

●組合活動禁止の保釈条件

保釈がようやく実現したとはいえ、手放しでは喜べない。かつての弾圧事件なら、どの労働組合でも保釈後は組合事務所で缶ビール片手に慰労会、少し休んだら組合活動再開の日常が戻ってきた。だが今回の「関西生コン事件」はそうならない。

組合事務所に立ち入ってはならない。組合役員の大半、数多くの組合員とは面会、電話、メールなど一切の接触禁止。そんな保釈許可条件が付けられているからだ。

理不尽な拘置所での拘束からは身体は解放された。しかし、外に出られたとはいえ、自由な社会生活と組合活動が禁止された、あらたな「拘禁状態」がはじまったというのが今回の保釈の現実。現代の政治的「幽閉」といってもいい。

法治国家とは無縁、人権感覚を完全に欠落させたこの保釈許可条件を一刻も早く取り消させることが、今後の焦眉の課題のひとつだ。